

地域内流通体制確立事業実施要領

制 定	令和 5 (2023) 年 4 月 10 日	生振第 22 号
一部改正	令和 7 (2025) 年 4 月 1 日	生振第 68 号
一部改正	令和 8 (2026) 年 4 月 1 日	生振第 183 号

第 1 趣旨

本県は農地の約 8 割を占める水田を活用した土地利用型作物の生産が盛んである。また、県内実需者が多数存在し、製粉企業や酒造業者等を中心に県産農産物の利用拡大意向が高まっている。

本県においても、県産米麦大豆の生産拡大を図るため、地域内流通体制確立事業（以下「事業」という。）を活用し、県産米麦大豆の産地づくりに加え、県内に実需者が多数立地する優位な条件を活かした地域内流通の体制整備により、生産から販売まで一体となった取組を支援する。

第 2 事業内容等

この要領により実施する事業の内容、事業実施主体、補助率等は、別表に定めるとおりとする。

第 3 事業の実施手続き

1 事業実施計画の申請等

事業を実施しようとするものは、事業実施計画承認申請書（様式 1）及び事業実施計画書（別紙様式 1 又は別紙様式 2）を、取組品目の主たる生産地を管轄する農業振興事務所長（以下「農業振興事務所長」という。）に提出する。

なお、事業の範囲が複数の農業振興事務所の管轄にまたがる場合、取組品目の生産面積が最も多い生産地を管轄する農業振興事務所長に申請するものとする。

2 事業実施計画の承認

農業振興事務所長は、第 3 の 1 により提出された当該事業実施計画が、事業の採択要件を満たし、かつ、事業実施計画の達成が確実であると認められる場合に、承認するものとする。

また、農業振興事務所長は第 3 の 1 により承認した事業実施計画書の写しを農政部長に送付する。

第 4 事業実施計画の変更

事業実施主体は、次に掲げる事業実施計画の変更をしようとするときは、事業実施計画変更承認申請書（様式 2）に変更内容を記載した事業実施計画書（別紙様式 1 又は別紙様式 2）を添付して、農業振興事務所長の承認を受けるものとする。

(1) 当該事業の追加又は廃止

(2) 事業費の 30 パーセントを超える増減

第 5 事業の完了報告

- 1 事業実施主体は、実施計画書に定められた全ての事業が完了した場合、完了報告書（様式 3）により、第 3 の 1 で申請した農業振興事務所長に報告するものとする。

- 2 農業振興事務所長は、提出された完了報告書の写し等を農政部長に送付する。

第6 事業実施状況の報告等

- 1 事業実施主体は、次の表に基づき、事業実施年度から目標年度までの間、毎年度、当該年度における事業の実施状況を農業振興事務所長に報告するものとする。

実施状況報告が必要な事業細目	様式	報告期限
2 需要対応地域実践支援事業	様式4	4月末日

- 2 農業振興事務所長は、実施状況の報告を受けた場合には、様式4の写しを速やかに農政部長に送付するものとする。
- 3 農業振興事務所長は、実施状況報告書の内容を検討し、事業の成果目標に対して達成が見込めないと判断したときは、当該事業実施主体に必要な指導を行うものとする。
- 4 事業実施主体は、目標年度において成果目標が未達成の場合は、改善計画書（様式5）を作成し、目標が達成されるまで報告を行うものとする。

第7 推進体制

- 1 事業実施主体は、事業実施計画に基づき、事業の円滑な実施を図るための体制を整備する。
- 2 計画を承認した農業振興事務所長は、関係農業振興事務所長、関係市町、関係機関・団体等と連携し、本事業の適正かつ効果的な実施を推進する。

第8 助成

- 1 この事業において、助成の対象とする経費は、別表に定めるとおりとする。
- 2 県は、予算の範囲内において、事業実施主体に対し、この事業に要する経費について、別に定めるところにより助成するものとする。
- 3 ただし、別表の2の助成限度額は、各事業実施主体につき2,000千円以内とする。

第9 その他

この要領に定めるもののほか、この事業の実施につき必要な事項については、別に定めるところによるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和5(2023)年度分の補助金から適用する。

附 則

- 1 この要領は、令和7(2025)年度分の補助金から適用する。
- 2 改正前の規定に基づく事業については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要領は、令和8(2026)年度分の補助金から適用する。
- 2 改正前の規定に基づく事業については、なお従前の例による。
- 3 この要領は、令和11年(2026)年3月31日をもってその効力を失う。ただし、同日までに交付決定された補助金については、同日後もなおその効力を有する。